

# 令和7年度第3回越谷市国民健康保険運営協議会

日 時 令和7年10月15日(水)午後2時～  
場 所 中央市民会館5階 第2・3会議室

## 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

(1) 国民健康保険税の見直しについて Ⅲ ..... 資料

4. そ の 他

5. 閉 会

# 国民健康保険税の見直しについて Ⅲ

～国民健康保険税の見直し(案)の検討②～

令和7年10月15日

(令和7年度第3回越谷市国民健康保険運営協議会)

# 1 前回会議の振り返り

## (1) 今後の見通しについて

- ・被保険者数は、年々減少していく。
- ・1人当たりの国民健康保険事業費納付金は、増加が見込まれる。
- ・現行の保険税率を維持した場合、赤字総額も1人当たりの赤字額も増加していくことが見込まれる。

## (2) 本市の保険税率について

- ・本市の保険税率は、市町村標準保険税率と比較し、所得割率、均等割額ともに大きく不足している。
- ・県内外他市町村と比較すると、所得割率は中間に位置しているが、均等割は低い水準となっている。
- ・他の市町村も、標準保険税率などを参考に、保険税率の見直しなどを進めている。

## (3) 赤字削減に向けた取組について

- ・医療データの分析に基づいて、今後、より効果的な保健事業を検討していくとともに、更なる医療費縮減対策の推進を行う。
- ・第3期県運営方針における収納率目標の達成に向けて、引き続き収納率向上に向けた取組を進めていく。

## (4) 保険税率の見直しについて

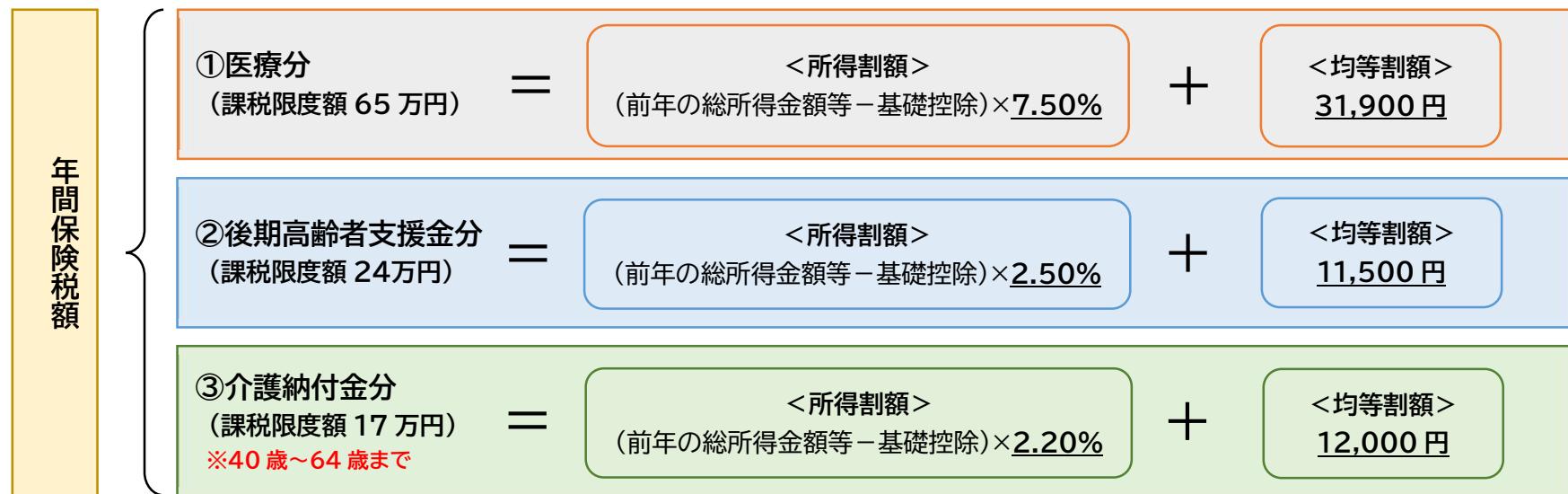
- ・令和8年度に赤字を解消するには、1人当たりの保険税額を、約23,400円引き上げる必要がある。

## 2 国民健康保険税の負担状況について

### (1) 国民健康保険税の算出方法について

国民健康保険税は、①医療分、②後期高齢者支援金分、③介護納付金分から構成され、それぞれの所得割額と均等割額の合計により算出されます。

【国民健康保険税の算定方法(令和7年度)】



(図1)

▼計算例 40代、単身、年間給与収入300万円(給与所得202万円)の場合

→所得割額の基準所得金額 = 202万円 - 43万円(基礎控除) = 159万円

	所得割額	均等割額	合計(100円未満切捨て)
①医療分	159万円 × 7.50% = 119,250円	31,900円	151,150円
②後期高齢者支援金分	159万円 × 2.50% = 39,750円	11,500円	51,250円
③介護納付金分	159万円 × 2.20% = 34,980円	12,000円	46,980円
			(年間保険税額)249,200円

(表1)

## (2) 保険税の軽減・減免制度について

### ①低所得世帯に対する保険税の軽減

低所得世帯の保険税負担の軽減を図るため、世帯の所得の合計額が一定額以下の場合に均等割額を7割・5割・2割減額する制度があります。減免と異なり、申請を要さず適用（減額賦課）されます。

#### 【軽減の対象となる世帯所得(令和7年度)】

軽減割合	軽減判定所得(世帯主及び被保険者等の前年の所得の合計額)
7割軽減	43万円 + 10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
5割軽減	43万円 + 【10万円×(給与所得者等の数-1)】+【30.5万円×被保険者等の数】 以下
2割軽減	43万円 + 【10万円×(給与所得者等の数-1)】+【56万円×被保険者等の数】 以下

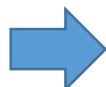
(表2)

#### ▼計算例 4人世帯(40代夫婦+子ども2人、給与所得者1人)の場合

$$\begin{array}{ll} \text{7割軽減の対象} & = 43\text{万円} + 10\text{万円} \times (1\text{人}-1) \\ & = \textcolor{red}{43\text{万円以下の場合}} \\ \text{5割軽減の対象} & = 43\text{万円} + [\text{10万円} \times (1\text{人}-1)] + [\text{30.5万円} \times 4\text{人}] \\ & = \textcolor{red}{165\text{万円以下の場合}} \\ \text{2割軽減の対象} & = 43\text{万円} + [\text{10万円} \times (1\text{人}-1)] + [\text{56万円} \times 4\text{人}] \\ & = \textcolor{red}{267\text{万円以下の場合}} \end{array}$$

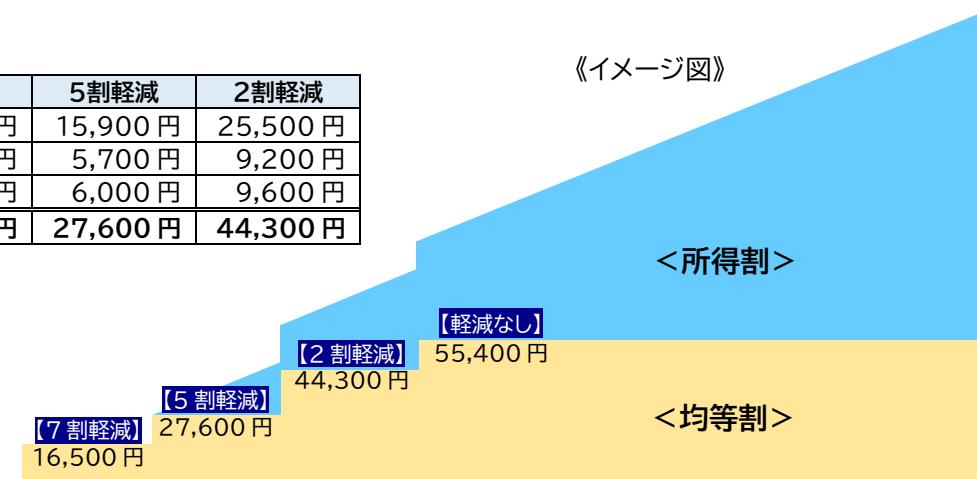
#### 【軽減後の均等割額(年額)】

	均等割額
医療分	31,900円
後期高齢者支援金分	11,500円
介護納付金分	12,000円
全体	55,400円



(表3)

7割軽減	5割軽減	2割軽減
9,500円	15,900円	25,500円
3,400円	5,700円	9,200円
3,600円	6,000円	9,600円
16,500円	27,600円	44,300円



(図2)

### 【均等割軽減の適用状況(令和6年度)】

軽減割合	世帯数	割合	軽減額
7割軽減	13,276	26.33%	550,052,020 円
5割軽減	5,293	11.40%	199,829,000 円
2割軽減	4,747	9.99%	71,803,680 円
合計	23,316	47.72%	821,684,700 円

(表 4)

※R6 賦課世帯数：47,791 世帯

### ②未就学児保険税の軽減

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和4年度より未就学児の均等割額を5割減額する制度が創設されました。

①の均等割軽減を受けている場合は、軽減後の保険税から更に5割減額されます。

### 【未就学児軽減の適用状況(令和6年度)】

均等割軽減区分	世帯数	人数	軽減額
軽減なし	568	719 人	10,174,597 円
7割軽減	345	440 人	1,954,218 円
5割軽減	176	226 人	1,832,823 円
2割軽減	159	225 人	2,962,822 円
合計	1,248	1,610 人	16,924,460 円

(表 5)

### ③多子世帯に係る保険税の減免(R4年度～R8 年度まで)

本市独自の取組として、赤字削減・解消に向けた保険税率の見直しによる影響が大きい被扶養者の多い世帯の保険税負担を軽減するため、18歳未満の被保険者が3人以上いる場合、第3子以降の保険税を全額免除しています。

### 【減免の適用状況(令和6年度)】

世帯数	人数	減免額
301 人	376 人	6,513,300 円

(表 6)

### (3) 課税限度額について

国民健康保険税の負担は、負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、保険税は、国民健康保険事業という特定の目的のために徴収する目的税であることと、標準的な受益（保険給付）の程度との関連で課税限度額が設けられています。

課税限度額により、一定額以上の所得を有する高所得世帯の保険税額は抑えられています。

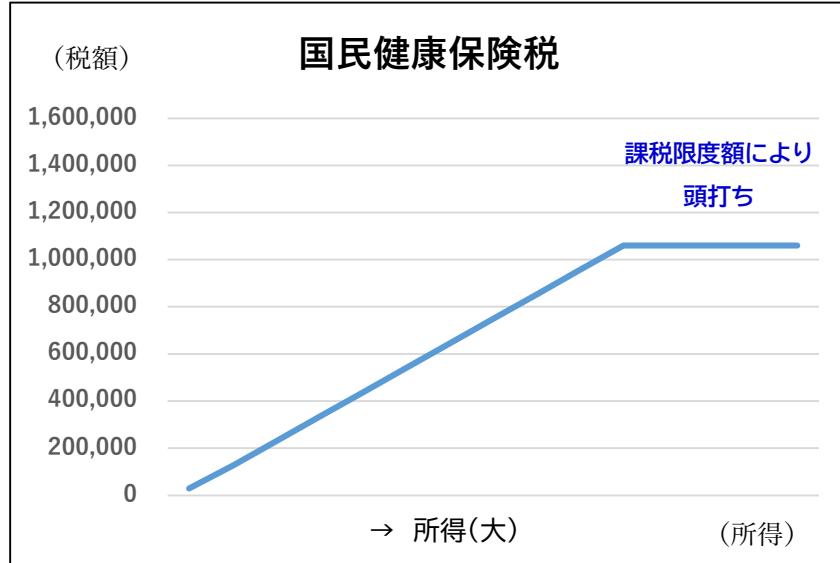
	課税限度額(R7)
医療分	65万円
後期高齢者支援金分	24万円
介護納付金分	17万円
合計	106万円

(表 7)

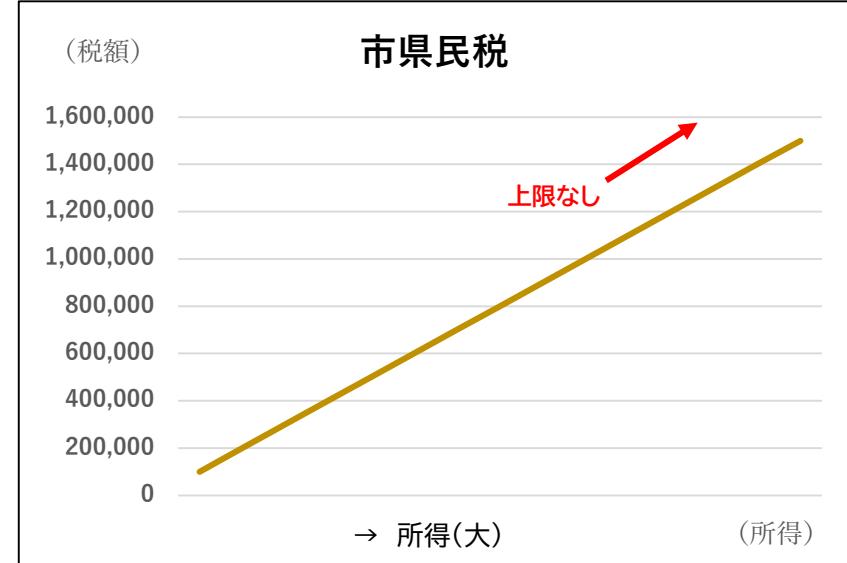
※令和8年度からは医療分を66万円、後期高齢者支援金分を26万円に引き上げる予定です（合計109万円）。

#### ▼課税限度額に到達する年収 40代、単身の場合

- ①医療分 → 給与収入：約1,070万円（給与所得：約875万円）
- ②後期高齢者支援金分 → 給与収入：約1,160万円（給与所得：約965万円）
- ③介護納付金分 → 給与収入：約960万円（給与所得：約765万円）



(図 3)

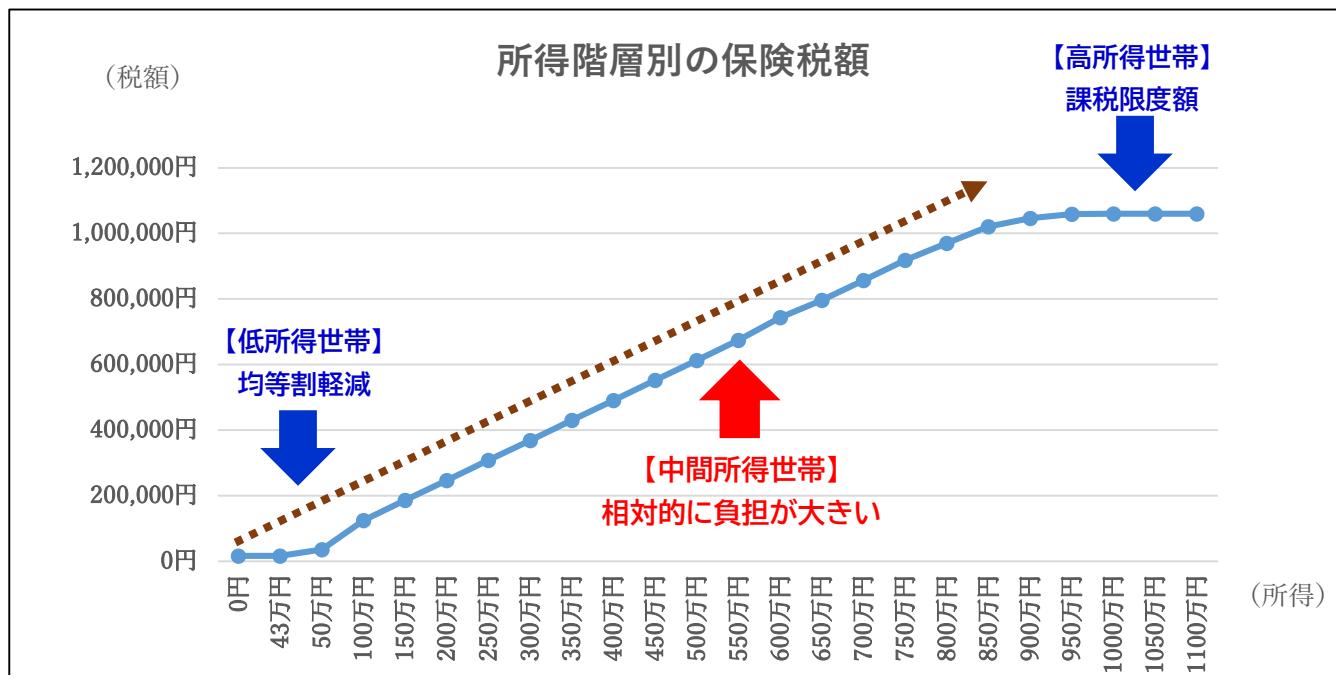


(図 4)

#### (4) 国民健康保険税の負担状況について

均等割軽減等により、低所得世帯の保険税負担は軽減されており、また、所得が一定額以上となった高所得世帯の保険税額は、課税限度額の制度により抑えられています。加えて、本市の保険税の応能応益割合は 63 : 37 となっており、応能負担の比重が高くなっていることから、相対的に中間所得世帯の保険税負担が大きい状況にあります。

したがって、負担能力と受益に応じた公平な保険税負担を実現するためには、県が示す応能応益割合 53:47 への見直しが重要となります。



(図 5)

#### ポイント！

- ・国民健康保険税には、均等割軽減や課税限度額の制度があり、低所得世帯や一定額以上の所得を有する高所得世帯の保険税負担は抑えられている。
- ・相対的に中間所得世帯の保険税負担が大きいため、県が示す応能応益割合への見直しが重要となる。

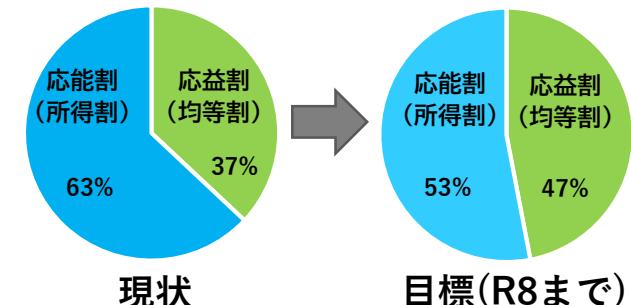
### 3 保険税率の見直し（案）について

#### （1）応能応益割合について（振り返り）

保険税水準の統一に向けて、現状の応能応益割合63:37から、埼玉県標準保険税率の応能応益割合(およそ53:47)にすることが埼玉県国民健康保険運営方針で求められています。

##### <応能応益とは?>

- ・応能とは、個人の税負担能力に応じて賦課されるもの（所得割）
- ・応益とは、誰もが平等に賦課されるもの（均等割）



#### （2）保険税率の見直しのシミュレーション

（図 6）

##### ▼令和8年度の試算条件

- ① 令和8年度に赤字を解消するため、県が示す本市の令和8年度市町村標準保険税率をもとに試算する。なお今回は、令和8年度の標準保険税率は11月中旬に示される予定のため、令和7年度の標準保険税率もとに試算する。
- ② 応能応益割合を応能割53%、応益割47%に変更する。
- ③ 国の基準に併せて、賦課限度額を106万円から109万円とする。



◎上記の前提条件をもとに、保険税率の見直しについてシミュレーションを行った（次ページ）。

## 《シミュレーション：県が示した本市の令和7年度市町村標準保険税率とした場合》

	所得割率			均等割額		
	現 行	見直し後	増加率	現 行	見直し後	増加額
医療分	7.50%	7.61%	+0.11%	31,900 円	46,641 円	+14,741 円
後期高齢者支援金分	2.50%	2.78%	+0.28%	11,500 円	16,828 円	+5,328 円
介護納付金分	2.20%	2.26%	+0.06%	12,000 円	16,265 円	+4,265 円
合計	12.20%	12.65%	+0.45%	55,400 円	79,734 円	+24,334 円

(表 8)

	軽減後の均等割額	
	見直し後	増加額
7割軽減	23,700 円	+7,200 円
5割軽減	39,800 円	+12,200 円
2割軽減	63,700 円	+19,400 冖

(表 9)

### ▼条件1 50代、単身

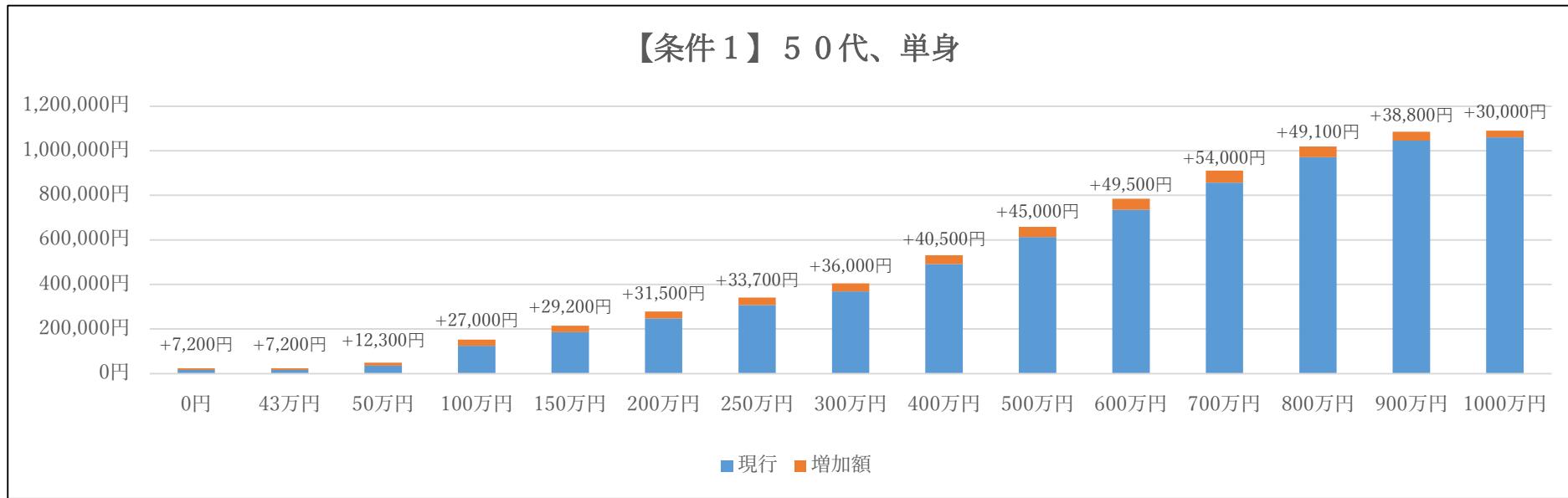
### ▼条件2 65歳以上夫婦(所得:夫のみ) (介護納付金分なし)

### ▼条件3 3人世帯 [40代夫婦+未就学児1人] (所得:夫のみ)

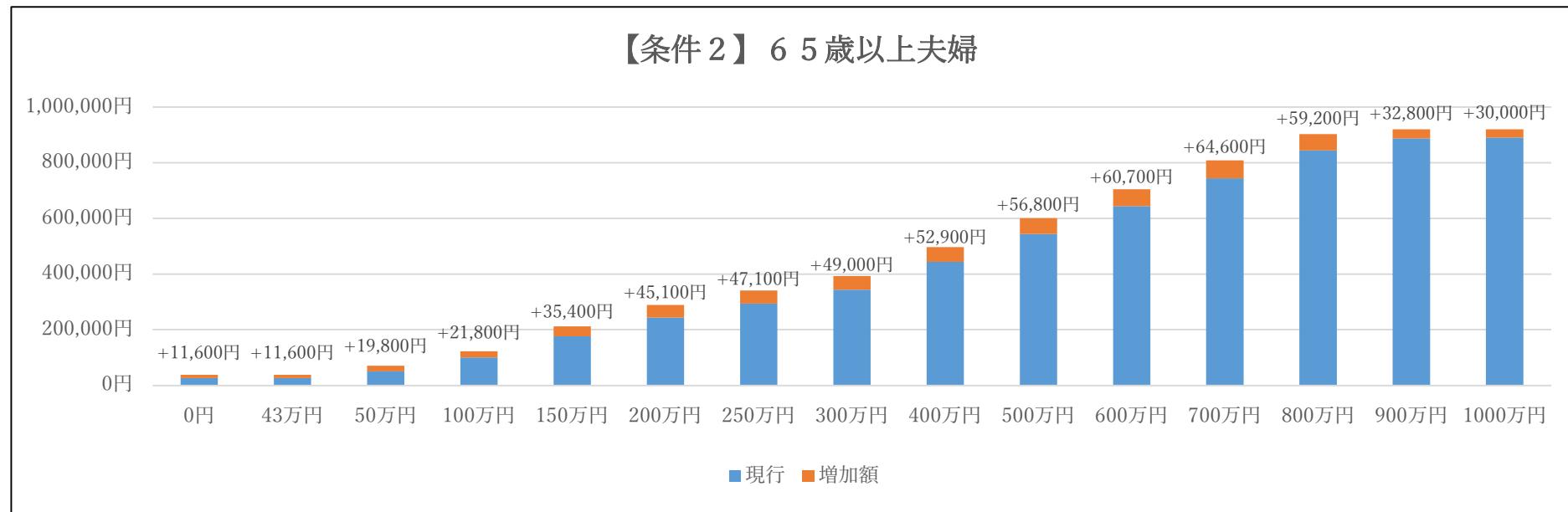
所得	【条件1】年間保険税額		増加額	【条件2】年間保険税額		増加額	【条件3】年間保険税額		増加額	《参考》 所得階層割合*	
	現行	見直し後		現行	見直し後		現行	見直し後		現行	見直し後
0~43万円	16,500 円	23,700 円	7,200 円	26,000 円	37,600 円	11,600 円	39,700 円	57,000 円	17,300 円	0~43万円	28.84%
50万円	36,200 円	48,500 円	12,300 円	50,300 円	70,100 円	19,800 円	74,700 円	104,200 円	29,500 円	43~50万円	1.67%
100万円	124,800 円	151,800 円	27,000 円	100,300 円	122,100 円	21,800 円	135,700 円	167,400 円	31,700 円	50~100万円	9.71%
150万円	185,800 円	215,000 円	29,200 円	176,300 円	211,700 円	35,400 円	236,400 円	288,000 円	51,600 円	100~150万円	10.73%
200万円	246,800 円	278,300 円	31,500 円	243,700 円	288,800 円	45,100 円	297,400 円	351,200 円	53,800 冮	150~200万円	9.26%
250万円	307,800 円	341,500 円	33,700 冮	293,700 冮	340,800 冮	47,100 冮	385,000 冮	452,700 冮	67,700 冮	200~250万円	7.06%
300万円	368,800 冮	404,800 冮	36,000 冮	343,700 冮	392,700 冮	49,000 冮	446,000 冮	515,900 冮	69,900 冮	250~300万円	4.97%
400万円	490,800 冮	531,300 冮	40,500 冮	443,700 冮	496,600 冮	52,900 冮	568,000 冮	642,400 冮	74,400 冮	300~400万円	6.39%
500万円	612,800 冮	657,800 冮	45,000 冮	543,700 冮	600,500 冮	56,800 冮	690,000 冮	768,900 冮	78,900 冮	400~500万円	3.44%
600万円	734,800 冮	784,300 冮	49,500 冮	643,700 冮	704,400 冮	60,700 冮	812,000 冮	895,400 冮	83,400 冮	500~600万円	1.98%
700万円	856,800 冮	910,800 冮	54,000 冮	743,700 冮	808,300 冮	64,600 冮	934,000 冮	1,009,800 冮	75,800 冮	600~700万円	1.38%
800万円	970,300 冮	1,019,400 冮	49,100 冮	843,700 冮	902,900 冮	59,200 冮	1,035,500 冮	1,081,100 冮	45,600 冮	700~800万円	0.90%
900万円	1,045,700 冮	1,084,500 冮	38,800 冮	887,200 冮	920,000 冮	32,800 冮	1,060,000 冮	1,090,000 冮	30,000 冮	800~900万円	0.54%
1000万円	1,060,000 冮	1,090,000 冮	30,000 冮	890,000 冮	920,000 冮	30,000 冮	1,060,000 冮	1,090,000 冮	30,000 冮	900~1000万円	0.37%
1000万円超	1,060,000 冮	1,090,000 冮	30,000 冮	890,000 冮	920,000 冮	30,000 冮	1,060,000 冮	1,090,000 冮	30,000 冮	1000万円超	2.03%

\*所得階層割合は、全被保険者の割合となります。

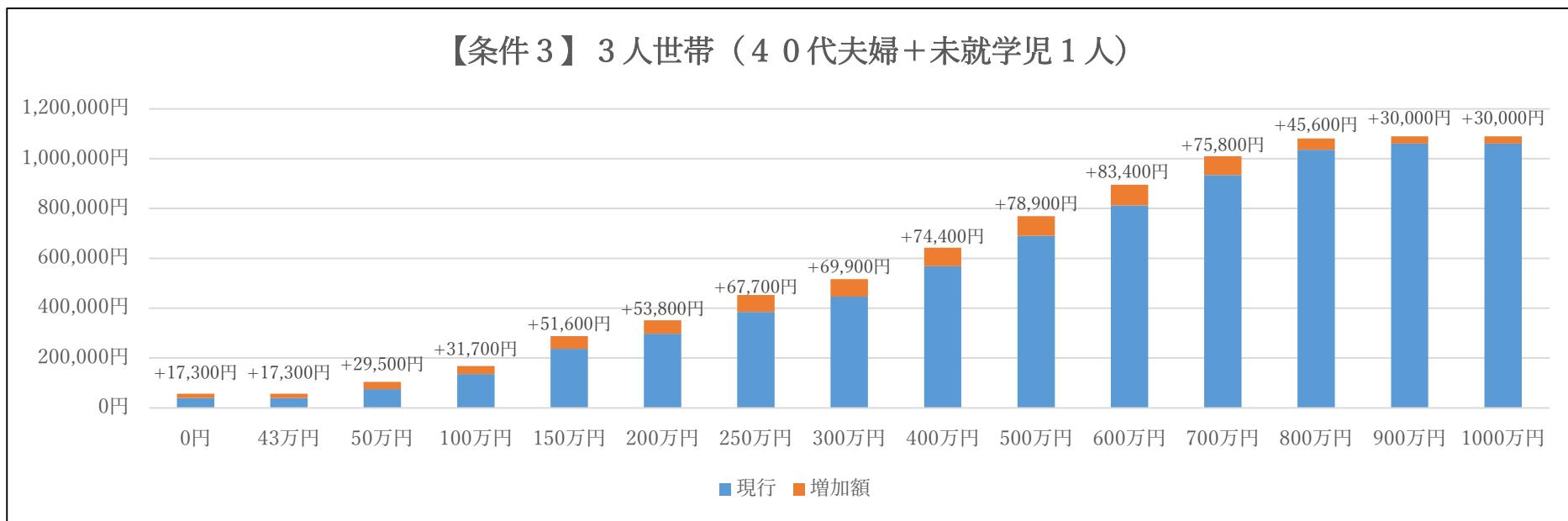
(表 10)



(図7)



(図8)



(図9)

### (3) シミュレーション結果

- ・医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の全ての区分で、所得割率、均等割額ともに引き上がるため、所得が高くなるにつれ、現行と比べた見直し後の増加額が大きくなる。
- ・所得約100万円未満の世帯については均等割額の軽減対象となるが、均等割額そのものの増加額が大きいため、軽減対象世帯の影響も大きい。
- ・上記の結果、特に中間所得層の増加額が大きくなる。

#### (4) 過去の税率改定との比較（参考）

改定年度	所得割		均等割		1人当たりの影響
	改定後	増減率	改定後	増減額	
平成20年度	11.60%	+1.50%	42,500円	+3,000円	+8,096円、+8.8%
令和元年度	12.30%	+0.70%	45,000円	+2,500円	+5,400円、+6.0%
令和4年度	12.45%	+0.15%	51,000円	+6,000円	+6,600円、+7.4%
令和6年度	12.20%	▲0.25%	55,400円	+4,400円	+4,580円、+4.5%
令和7年度※	12.65%	+0.45%	79,734円	+24,334円	+16,600円、+15.7%

※令和7年度は実際の税率ではなく、市町村標準保険税率。

(表11)

#### ポイント！

- ・令和7年度の標準保険税率によるシミュレーションでは、1人あたり約16,600円の引上げとなる。
- ・次回は、11月中旬に埼玉県から示される令和8年度の標準保険税率によるシミュレーションをお示しするが、上記の令和7年度標準保険税率より増加する見込みである。

## 【参考①】 収入と所得について

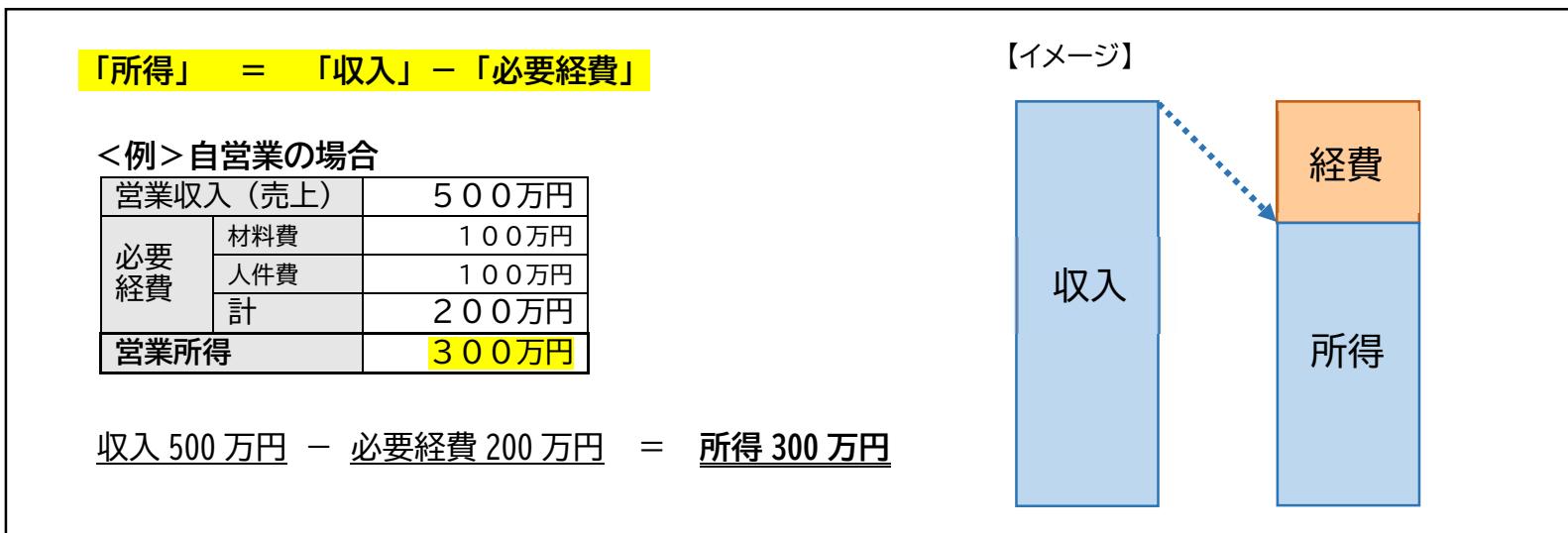
税の計算にあたっては、“収入”と“所得”は明確に区分されます。

### ●収入とは・・・

- ・給与であれば、会社などから支払を受けた給与の総額を指します（手取りとは異なります）。
- ・自営業であれば、その営業による売上の総額を指します（経費などは考慮しません）。

### ●所得とは・・・

- ・“収入”から“必要経費”を差し引いて残った額を指します。
- ・自営業であれば、営業収入から必要経費（材料の原価、人件費など）を差し引いたものが営業所得となります。



## ●会社勤めの方や年金暮らしの方の所得（給与所得・年金所得）

- 給与収入や年金収入に必要経費はありません。そのため、収入金額に応じた一定金額を差し引いて所得を計算します。  
⇒ 「給与所得控除額」や「公的年金等控除額」

### 《給与所得額》

給与収入金額	給与所得額※
550,999 円まで	0 円
1,625,000 円まで	収入 - 550,000 円
1,625,001 円～1,800,000 円まで	収入 - (収入金額 × 40% - 100,000 円)
1,800,001 円～3,600,000 円まで	収入 - (収入金額 × 30% + 80,000 円)
3,600,001 円～6,600,000 円まで	収入 - (収入金額 × 20% + 440,000 円)
6,600,001 円～8,500,000 円まで	収入 - (収入金額 × 10% + 1,100,000 円)
8,500,001 以上	収入 - 1,950,000 円(上限)

(表12)

※給与収入金額が 660 万円未満の場合は、上記の表にかかわらず、所得税法  
別表第五により給与所得の金額を求めます。

### 《公的年金等に係る雑所得の金額(65 歳以上)》

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
1,100,000 円未満	0 円
3,300,000 円未満	収入金額 - 1,100,000 円
4,100,000 円未満	収入金額 × 75% - 275,000 円
7,700,000 円未満	収入金額 × 85% - 685,000 円
10,000,000 円未満	収入金額 × 95% - 1,455,000 円
10,000,000 円以上	収入金額 - 1,955,000 円

(表13)

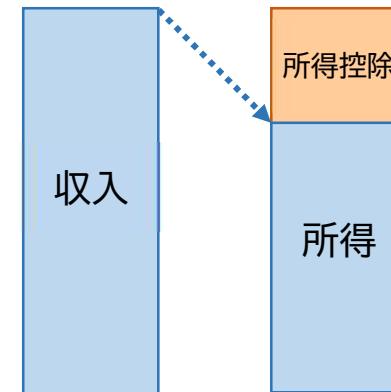
$$\text{「所得」} = \text{「収入」} - \text{「所得控除」}$$

#### <例>給与収入の場合

給与収入	500 万円
給与所得控除	144 万円
給与所得	356 万円

$$\text{収入 } 500 \text{ 万円} - \text{ 納付金 } 144 \text{ 万円} = \text{ 所得 } 356 \text{ 万円}$$

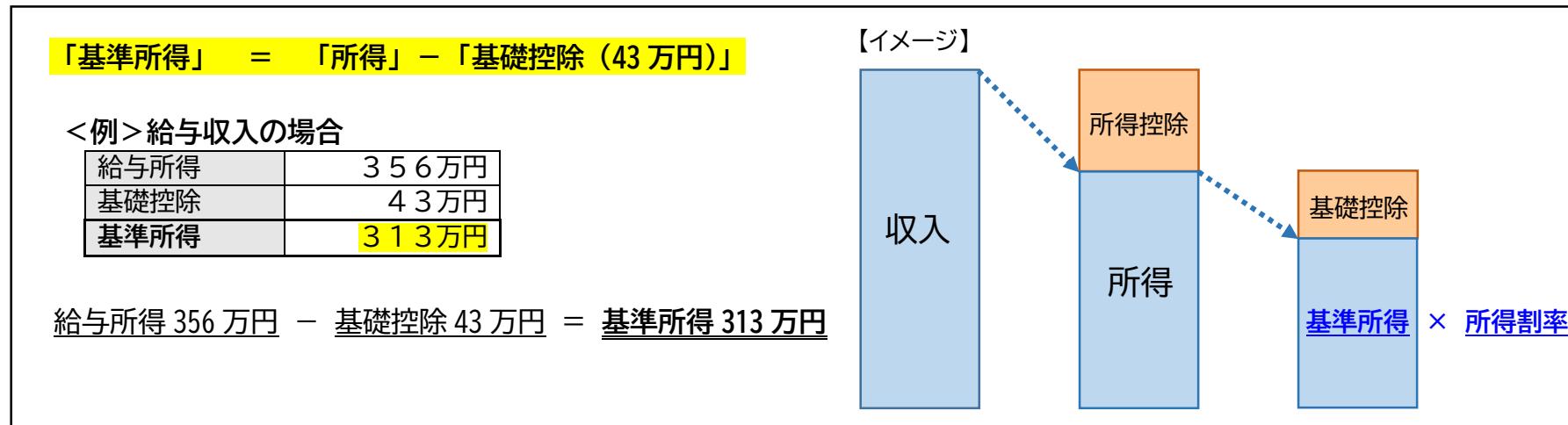
#### 【イメージ】



(図 11)

## ●課税対象となる所得（基準所得）

- 所得から基礎控除（ $\approx 43$ 万円）を差し引いたものが“**基準所得**”となります。
- 基準所得に所得割の税率を乗じたものが、国民健康保険税の所得割額となります。



(図 12)

## （参考1）所得0円～43万円の方の収入

- 所得0円～43万円の方の収入は、下記の通りとなります。

### 《給与所得額》

給与収入金額	給与所得額
1円～550,999円	0円
551,000円～980,000円	1,000円～430,000円

(表 14)

### 《公的年金等に係る雑所得の金額(65歳以上)》

公的年金等の収入金額※	公的年金等に係る雑所得の金額
1円～1,100,000円	0円
1,100,001円～1,530,000円	1円～430,000円

(表 15)

※厚生労働省の厚生年金保険・国民年金事業の概要（令和5年度）によると、国民年金の平均年金月額は約5万8千円（年間：67万2千円）、国民年金と厚生年金を合計した平均年金月額は約14万6千円（年間：175万2千円）となっております。

## (参考2) 源泉徴収票の見方

《給與》

(図13)

《公的年金等》

		令和 年分 公的年金等の源泉徴収票														
支払を受ける者	住所又は居所											個人番号				
	(フリガナ)				生年 月日	明治		大正		昭和		平成		令和		
	氏名					年	月	年	月	年	月	年	月			
区分		支 払 金 額			源 泉 徴 収 税 額											
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		1 5 3 0 千 0 0 0 円			千 円											
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分																
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分																
所得税法第203条の3第7号適用分																
本 人		源泉徴収対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		基居住者である扶養親族の数		社会保険料の額			
特 別 障害者	その他の 障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他の 扶養親族の数	内	特別	その他	内	人	人	千 円	
									内			内	人	人	千 円	
源泉徴収対象配偶者		控除対象扶養親族										16歳未満の扶養親族				
(フリガナ)		区分		(フリガナ)		区分		(フリガナ)		区分		(フリガナ)		区分		
氏名				氏名				氏名				氏名				
個人番号				個人番号				個人番号				個人番号				
(摘要)				(摘要)				(摘要)				(摘要)				
支 払 者		法 人 番 号														
		所 在 地														
		名 称										電話 番号				
整 理 標														377		

(図 14)

## 【参考②】国に対する財政措置の拡充要望の状況について

要望団体等	団体の構成	要望時期	公費拡充に関する要望内容（抜粋）
埼玉県国保協議会 国保強化推進大会	県内市町村の国保運営協議会	R6. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険の財政基盤の拡充・強化のため、国庫負担割合の引上げなど、更なる財政支援措置を講じられたい。</li> </ul>
国保制度改善強化全国大会	国保中央会、地方六団体など国保関係団体	R6. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保の財政基盤強化のための公費投入の確保を確実に実施するとともに、保険者努力支援制度等が有効に活用されるよう、適切な評価と財政支援の充実を図ること。</li> <li>・被用者保険の適用拡大の検討に当たっては、国保の安定的な財政運営を確保し、保険者機能を堅持するという観点を踏まえること。</li> <li>・子ども・子育て支援金制度については、国の責任において、国民の理解が十分得られるよう分かりやすく丁寧な周知、広報等を行うとともに、国保の運営に支障を及ぼすことがないよう必要な財政措置を確実に講じること。</li> </ul>
国の施策及び予算に関する指定都市市長会・中核市市長会 共同提言	指定都市市長会 中核市市長会	R6. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険制度の持続的・安定的な運営のため、被保険者の高齢化の進展や職業構成の時代的変化などにより生じた構造的課題の解決に向けて、国庫負担の拡大による財源強化と、医療保険制度の一本化に向けた抜本的な制度の見直しを行うとともに、1人当たりの医療費が増嵩傾向にある中で、被保険者の健康の保持増進と医療費適正化を推進するための更なる財政措置を講ずること。</li> <li>・未就学児に係る均等割保険料（税）の軽減措置については、子育て世帯の更なる負担軽減の観点から、国の責任と財政負担により、対象となる年齢の拡大や軽減割合の引き上げ等、制度の拡充を図ること。</li> <li>・令和8年度に導入が予定されている「子ども・子育て支援金」制度に係るシステム改修等の必要な経費については、地方自治体の意見を踏まえ十分な財政支援を行うとともに、地方自治体内での準備期間や住民への周知期間を十分確保できるよう詳細な情報提供を行うこと。</li> </ul>

要望団体等	団体の構成	要望時期	公費拡充に関する要望内容（抜粋）
中核市市長会提言書（令和7年度税制改正に関する要請）	中核市市長会	R6. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険制度は、被保険者の低所得者が多い一方で医療費水準が高い構造上の問題があり、他の医療保険制度と比較して保険料の負担率が高い。近年の物価高騰は被保険者にとって実質的な負担増となっているほか、都道府県単位での保険料水準の統一が被保険者にとって負担増となる場合もあることを踏まえ、国において、抜本的な財政支援を早急に実施すること。</li> <li>・令和8年度から実施となる子ども・子育て支援金についても、低所得者への軽減措置を設ける際には、国による保険者への十分な財政支援を行うこと。また、国において子ども・子育て支援金制度に係る国民への説明を十分に行うこと。</li> <li>・令和4年度から未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割の軽減措置が導入されたところだが、子育て世帯のさらなる負担軽減を図るために、対象年齢の拡大や軽減割合の引き上げなど、国の責任において財源を含めた子どもに係る均等割保険税の軽減制度の拡充を行うこと。</li> </ul>
全国市長会議決定提言（国民健康保険制度等の改善強化に関する提言）	全国市長・区長	R7. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保財政基盤の強化のため、平成30年度制度改革以降実施されている公費3,400億円の財政支援については、確実に確保すること。また、支援額の算定率の更なる充実を図るなど、確実に保険者の支援につながるようにすること。</li> <li>・国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げ等、国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、措置を講じること。また、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。</li> <li>・「保険料水準統一加速化プラン」による都道府県内の保険料（税）水準の統一により生じる急激な保険料（税）率の上昇を抑制するため、財政支援による激変緩和措置を講じること。</li> <li>・子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度について、対象年齢や軽減割合を拡大するとともに、その財源については、国において措置すること。</li> </ul>

(表16)